

## 三重県港湾審議会議事録

令和5年1月13日（金）午後2時～

場所：勤労者福祉会館 6階研修室

### 《司会》

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたのでただいまから三重県港湾審議会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。議事に入らせていただく前に確認事項がございます。本会議は、三重県港湾審議会運営規定第6条に基づきまして、原則公開となっております。つきましては今回の審議会についても公開したいと存じますがいかがでしょうか。

### 《委員》

異議無し

### 《司会》

では、本審議会は公開といたします。一般傍聴の方におかれましては、受付の際に受け取っていただいた傍聴要領に記載の注意事項を守っていただくようお願いいたします。配布資料の確認をさせていただきます。

三重県港湾審議会の議事次第

三重県港湾審議会条例

三重県港湾審議会運営規程

委員名簿

座席表

2号議案資料白子港の臨港地区の変更について

説明資料としてパワーポイントの印刷資料

参考のパンフレット「三重の港湾」

資料は以上です。不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

《司会》

三重県港湾審議会の開催にあたり、県土整備部長の若尾からご挨拶申し上げます。

《県土整備部長》

三重県県土整備部長の若尾です。皆様あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては、平素より三重県の港湾管理振興に多大なるご支援、ご高配承りますとともに、新年早々、本審議会にご参集賜りまして厚く御礼を申し上げます。

三重県港湾審議会は四年ぶりの開催です。この港湾審議会は港湾計画の変更などを審議していただく場になっております。本日は、近鉄白子駅近くの白子港と言う、古くからの漁港に関する審議です。海岸に並行して流れる堀切川では水害が起りやすく、下流で拡幅工事しています。その関係で、港湾と河川の役割を変えていこうということについて、審議していただくことになっております。また、策定を進めているみらい共創本部についても、報告させていただく予定です。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上で挨拶とさせていただきます。

《司会》

ありがとうございました。引き続き、委員を紹介させていただきます。

公益社団法人日本港湾協会専務理事の小谷野喜二委員

三重大学人文学部教授の朝日幸代委員

三重大学大学院生物資源学研究科教授の葛葉泰久委員

三重大学大学院生物資源学研究科准教授の宮崎多恵子委員

三重県議会議長の前野和美委員

三重県議防災県土整備企業常任委員会副委員長の野村保夫委員

三重県漁業協同組合連合会常務理事の服部弘委員

愛知淑徳大学人間情報学部教授の森博子委員

日本トランスシティ株式会社代表取締役会長の小川謙委員の代理、橋本敦様  
三重海運株式会社代表取締役社長の橋本正人委員は本日欠席です。

財務省名古屋税関長の松岡裕之委員の代理、四日市税関支署長の寺沢義孝様。  
国土交通省中部運輸局長の大石英一郎委員の代理、三重運輸支局次長の三谷晃様。

国土交通省中部地方整備局長の稲田雅裕委員の代理、四日市港湾事務所長の日置幸司様。

海上保安庁第四管区海上保安本部長の濱平清志委員の代理、四日市海上保安部次長の増井和英様。

以上、三重県港湾審議会委員の皆様です。それでは議事に入ります。本審議会は三重県港湾審議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めます。しかし、本日は委員選任後初めての審議会ですので、会長が決まっておりません。そこで第1号議案の会長の選出については事務局にて進行させていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

《委員》

異議なし。

《司会》

異議なしの声を頂きましたので、第1号議案の会長の選出は事務局で進めます。事務局よろしくお願ひします。

《事務局》

県土整備部港湾・海岸課長の松橋です。本日はよろしくお願ひいたします。あらかじめ、各委員には会長推薦についてのご意見を伺っています。港湾行政に長年携わった経験を持ち、現在も日本港湾協会で活躍されている小谷野委員を推薦する意見が多数ございました。委員推薦により小谷野委員を会長としたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

《委員》

異議なし。

《事務局》

異議なしの声がございましたので、小谷野委員に会長をお願いいたします。小谷野委員、議長席にご移動をお願いいたします。

《議長》

ご紹介いただきました日本港湾協会の小谷野でございます。ご推薦を頂きましたので、誠に僭越ながら、会長を務めさせていただきます。また、条文に従いまして、本日の会議の議事進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

港湾は人流物流の結節点のほか、産業拠点であり、地域の経済社会活動を支えています。自然災害などに対する安全安心の確保にも大きく貢献している重要なインフラです。最近では、少子高齢化の急速な進行、働き方改革の進展、あるいは、脱炭素化、そういった取り組みも具体化してきているのかなと思います。

さらには、地政学的リスクと言われますが、そういった観点からもサプライチェーンへの影響、そういったものが見られるところです。このように社会経済情勢が大きく変化しておりますけれども、港湾におきましても、そういった多様化高度化する要請に的確に対応していく必要がございます。

三重県港湾審議会は、こうした港湾の適正かつ円滑な開発利用保全及び管理を図る目的で設置されているところです。委員の皆様をはじめ、港湾に係る皆様方には平素から格別のご尽力を頂いておりますけれども、県管理港湾の更なる振興発展のため、引き続き、ご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

本日の諮問内容は、後ほど港湾管理者から詳しい説明があろうかと思っております。委員の皆様のご協力を頂きまして、この審議会に課せられました使命を果たしてまいりたいと考えておりますので、本日諮問されております案件について、ご

熱心な審議をお伺いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の審議会の議事録に係る署名者を2名、議長指名することになっておりますので、葛葉委員、宮崎委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

また、港湾管理者から当審議会に対しまして、白子港の臨港地区等の変更についての諮問書が提出されていますことを報告します。続きまして、本日の審議会の委員出席者数について事務局より報告をお願いします。

#### 《事務局》

報告を申し上げます。本日の出席者は委員総数14名のうち、代理出席を含んで13名のご出席をいただいております。

#### 《議長》

ありがとうございました。お聞き及びのとおり13名の委員にご出席をいただいております。三重県港湾審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることを報告します。議事に入ります。港湾管理者から当審議会に対して諮問がありました審議案件について、事務局より説明をさせたいうえで審議を行います。それでは、白子港の臨港地区等の変更について事務局から説明をお願いします。

#### 《事務局》

第2号議案、白子港臨港地区等の変更について説明します。第2号議案資料では臨港地区の変更、港湾計画の変更、港湾隣接地域の変更と3項目に分けていますが、相互に密接に関連しているため、配布のスクリーン説明資料では一括して説明します。

議案の説明に入る前に地方港湾審議会について説明します。地方港湾審議会は港湾法第35条の2及び三重県港湾審議会条例で定められる諮問機関であり、港湾管理者の諮問に応じて、管理する港湾の重要事項を調査、審議するものです。三重県港湾審議会条例では、1、港湾計画に関すること 2、港湾環境整備負担

金に関すること 3、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関することを知事の諮問に応じて調査審議するものと定められています。今回の議案は、臨港地区をはじめとして私権の制限に関する区域の変更を行う案件であり、3の港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関することに該当します。

次に、三重県港湾審議会の構成は配布資料の名簿のとおりです。学識者、港湾関係者、県会議員、関係行政機関の計14名で構成されており、重要港湾の審議にあたる場合は対象地の市長を臨時委員として任命することとしていますが、今回は14名です。

臨港地区がどういったものか説明します。画面の左下の図、港湾管理者が管理する範囲には港の水域部分になる港湾区域と陸域の部分の臨港地区があります。この区域には分区が定められており、右下の表のとおりです。建てられる施設などが規制されます。

港湾隣接地域は、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するための範囲で、港湾区域に隣接する100メートル以内の必要最小限の範囲で指定します。白子港の港湾区域はこの水色の半円形のところです。白子港の防波堤の中心部から半径1キロメートルの範囲、堀切川にかかる紅屋橋までの範囲の約200ヘクタールです。

陸域である臨港地区は赤塗りの区域で、8.4ヘクタールです。分区はすべて漁港区として位置づけられています。

港湾隣接地域は、港湾区域と隣接する水際付近ということで、ここでいうと、この海岸線部分、点線で囲んである部分です。

続いて、今回ご審議いただく内容が白子港内を流れる二級河川堀切川の拡幅に伴う白子港の区域の変更になりますので、白子港の概要と堀切川の状況を説明します。

白子港は三重県北部の鈴鹿市の南東部、堀切川の河口部に拓けた地方港湾です。伊勢湾内の鯛やイカナゴ漁などの伊勢湾北部の拠点として機能しています。南側の鼓ヶ浦海水浴場は、伊勢の海県立自然公園に指定されており、美しい砂浜海岸です。

白子港の港湾整備の経緯と概要を説明します。白子港は明治37年以降、伊勢湾の漁業の中核港でしたが、港内が狭く拡張の余地が無いため、混雑が生じ、効率的な作業ができない状況でした。加えて、白子駅周辺について市街化が進むと、近接する漁港区からの魚臭などで市民生活に影響を与える状況でした。

港湾機能の大半を市街地から離れた防波堤前面の海浜区域に移動する計画立て、昭和55年より埋め立て工事に着手、13年後の平成4年度に港湾整備が完了しています。

従来からの港の中の部分の旧港地区の港湾機能を新しく埋め立てた新港に移転しており、旧港地区に漁船の休憩機能を残し、新港にいろいろな漁港機能を移すというようなことをしております。

堀切川は、源を鈴鹿市御園町の丘陵地帯とし、鈴鹿市西部の田園地帯を流れ、左支川の釜屋川を合わせて白子港から伊勢湾に注ぐ流路長4.7キロ、流域面積18.29平方キロメートルの二級河川です。

この流域で発生した過去の主な水害には、昭和34年の伊勢湾台風、近年では平成16年9月の豪雨、平成24年9月の台風17号などがあります。これらの被害を軽減するため平成28年に河川整備計画を策定し、掘削、引き堤及び築堤護岸などにより、許容量を増やして地域の安全を確保するという事で白子港のある河口付近の拡幅工事を進めてきました。そういったことから今回、臨港地区等の変更についてご審議いただくことになっています。

白子港周辺の平面図です。改修計画では河口部で掘削して川幅を広げる、河床も掘削して深くするという事で、川の断面積を増やして治水の安全度を上げる計画です。この改修では、現在臨港地区として指定している一部を開削して広げる内容が含まれ、陸部分が水域化する計画です。

もともこの陸地部分は、船を引き上げてメンテナンスを行う船揚場です。それらの機能は沖側に新港を作ったときに新たに機能を移設済みで、現在は使われていない状況です。水域化、水面となっても、この港湾機能は新港側に移転されて確保されているので、港湾の機能に支障が無い状況です。

しかし、臨港地区が水域化することに伴い、臨港地区の指定を変更する必要性が生じたほか、その臨港地区に接していた水域の港湾区域、港湾隣接地域の変更を

する必要が生じたという状況です。

変更に伴って、港湾区域は現在200ヘクタールが0.4ヘクタール減って199.6ヘクタールになります。臨港地区は8.4ヘクタールが0.1ヘクタール減りまして8.3ヘクタール、それと、港湾隣接地域は11.4ヘクタールが0.3ヘクタール減って11.2ヘクタールとなっていきます。

この図は、航空写真に臨港地区、港湾区域、港湾隣接地域の変更箇所と各々の減少面積を重ねて示したものです。白の点線が河川で拡幅するライン、広げてこの赤の部分は臨港地区が減る部分、港湾隣接地域は、存在した港湾施設の影響範囲を変更すると考えています。

3つの地区が重なっていますので、それぞれ分けた形で示します。臨港地区の変更の図面です。詳細は第2号議案の1ページでも示すように、河川の掘削に伴って水域となる部分が0.1ヘクタールありますので、これを減じて残った黄色の区間8.4ヘクタールが8.3ヘクタールとなります。

港湾区域の変更は次です。港湾区域は水域です、図は港湾区域が減った部分だけを示します。赤で囲んだところが水域化します。ここにあった港湾機能、船揚場などの主要な機能は新港に移設しています。計画ではここにあった港湾機能が撤去されることになり、この水域は、今後港湾として利用することがなくなっていくしますので、港湾区域から0.4ヘクタール減らす考えです。

次のページです。港湾隣接地域の変更について、船揚場や護岸といった港湾の施設を保全するために開発や建築に規制が及ぶ範囲として港湾隣接地域がありますが、港湾関係の施設がすべて無くなって河川施設になるので港湾としての規制をかける必要が無くなりますので、この区間については港湾隣接地域から外すということです。11.4ヘクタールある港湾隣接地域は11.2ヘクタールになる計画です。今回、変更前と変更後で大きくは変わりませんが、河川の拡幅で機能を無くす部分の隣接地域を減らすことで図のような形にするということで、着色を変えています。

堀切川の河川拡幅工事は、背後地の浸水被害を軽減して地域の安心安全を確保するため必要な事業です。港湾管理者としましても、今回の臨港地区等の変更については、変更箇所にある港湾機能はすべて新港に移転されていることから、

今後の港湾の管理運営上支障が無いものと考えています。

今後の予定です。今回の変更箇所は鈴鹿市の都市計画区域内であり、都市計画との整合を保つ必要があります。このため、港湾審議会と並行してすすめている都市計画審議会の審議を経て臨港地区が告示されることとなります。

分区と港湾区域、港湾隣接地域の告示は、臨港地区指定の告示とタイミングを合わせる予定です。以上で第2号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

《議長》

説明がありました諮問案件について審議に入ります。まず、本日欠席の委員から事前に言付かった意見等はございますか。

《事務局》

ございません。

《議長》

はい、それでは本日出席の委員の皆様からご意見ご質問等、こういった観点でも結構です、発言をお願いします。服部委員、お願いいたします。

《服部委員》

特に問題のないように思いますけれども、地元の鈴鹿市漁協あたりはこの工事について知っているか。説明はしているか。

《事務局》

はい。事前の説明で、港湾区域から外れること、臨港地区が減少することについてもご理解いただいているところではあります。

《服部委員》

ありがとうございます。

《議長》

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

私から質問です。新港地区へ旧港地区から機能が順次移転され、令和4年に完成との説明がありました。旧港地区、今回の対象地区で船揚場がなくなるということです。以前の写真等を拝見しますと、船が係留されている、漁船が係留されている状況がありましたが、旧港地区は、今後どういう状況になっていくのか、説明をいただければと思います。

《事務局》

旧港地区には物揚場等が残っており、これらの休憩機能はそのまま残されます。今回減じる部分は、護岸と船揚げ斜路だけで、現状、時々船が係留されたりしますけれども、ここが広がってしまいますので、ここでの係留は今後考えておらず、係船環等も付きません。ここは河川の管理となります。旧港地区の相変わらず昔からある機能についてはそのまま残って、船揚げ斜路のあった移転の完了しているところだけ今回外すということです。

《議長》

ありがとうございました。今の話に関連して、流域もそれほど広くないし、延長もそれほど長くはないものの、河川改修により流下断面積が大きくなって、流量が増えることで、例えば土砂とかがより増えてくるなど、旧港地区に残った漁船等にとって、そういった影響が今後見込まれるのかどうか。

《事務局》

流域面積が小さく、比較的都市化された中を流下する河川であり、大量の土砂が発生することは想定していません。しかし、旧港地区の水域は港湾施設としての泊地であり、港湾活動に支障のないように維持管理を続けてやっていくことになると思います。

《議長》

ほかに、委員の皆様から、ご意見等ございますでしょうか。

《議長》

あと一点、今回の範囲、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区についてそれぞれ面積を減少させるということですが、港湾隣接地域はこの新しい橋の上流側についてすべて外されるということですが、臨港地区は一部残るかたちです。考え方について教えていただけますでしょうか。

《事務局》

臨港地区について、掘削後に残る箇所には水産加工会社が立地しており、漁港区に関連した施設であることから臨港地区を減らす理由は無いということです。ご質問は臨港地区が残る一方で港湾隣接地域だけどうして無くなるのか、というご主旨だと思います。港湾隣接地域は、まず港湾区域と港湾背後地を守ると目的で設定されます。堤防護岸等が背後地の開発などによって影響がないように規制するとか、そのような区域ですけれども、今回は港湾施設が無くなりますので、今後は河川施設の保全を目的として河川管理者が見ていく箇所になると思います。旧港側で今後も残る護岸があります、そちら側はその影響範囲ということで港湾隣接地域を残します。

《議長》

はい、ありがとうございました。幅広く港に関するご質問でもあれば、せっかくの機会ですのでいかがでしょう。

特に皆様方からご意見ご質問、他には無いようですので、港湾管理者から諮問されている事項に対する答申についてお諮りしますが、いかがでしょうか。

《議長》

どうですか。異議が無いと理解させていただきます。それでは今回、事務局より諮問がありました審議案件につきまして、原案のとおり承認するということ

にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

《委員》

異議なし。

《議長》

ご異議ございませんので、この案を本審議会の意見として答申したいと思っておりますのでご了承ください。なお、答申書の作成及び港湾管理者への提出等につきましては、僭越でございしますが、私に一任いただきますよう、お願いいたします。

それでは本日の審議につきましては終了とさせていただきます。皆様のご協力により滞りなく進行することができました。どうもありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

《事務局》

小谷野会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご承認をいただきありがとうございました。閉会にあたり、この場をお借りして、今年度より実施している県の新たな取り組みについて、県土整備部次長の山口より紹介いたします。では、山口次長、よろしくお願いいたします。

《県土整備部 流域整備担当次長》

本日はご審議ありがとうございました。流域整備担当次長の山口でございします。本日ご審議いただきました白子港をはじめ、地域に必要とされる、なくてはならない港づくりにつきまして引き続き精力的に取り組んで参りたいと考えています。その一環として、今年度立ち上げました、三重県港湾みらい共創本部について少しご紹介をさせていただきます。

この取り組みは、多様な関係者と協働し、港湾が関わる新たな課題に対応するという事で、現在新たな課題として3つ考えています。一つは、港湾の脱炭素化の流れに三重県としてどのように取り組んでいくのか、それと、港湾による地域産業の活性化ということ。南部の尾鷲港では、火力発電所の撤退などにより取

扱貨物量が激減している実態があります。そうしたなかで地域産業の活性化と絡めて港湾をどうしていくのかという話です。それから、インバウンドを取り込みつつ、観光という形でまちづくりに取り組んできた地域もあるのですが、今回のこのコロナの関係で、こちらも少し落ち込んでいる状況、というところで、こういった港湾を利用した観光の活性化についても課題として捉えて検討していく必要があると考えています。

港湾管理者だけでこれら全てを考えていくことには限界があるということで、知事を本部長とし、部局横断の検討をする場として、今回このみらい共創本部を立ち上げたということです。今年度は、モデルとなる港湾周辺の企業や関係者へのヒアリングを進めており、そういったヒアリングを踏まえ、もう少し詳細に、関係企業、周辺の方々が考えている課題を洗い出してきたところです。

2回の本部会議を開催したなかで、現時点としては、現状の三重県の港湾管理に対するご意見であったり、利用促進に向けた港湾施設の利用に関する課題ということで、例えば後背地の産業集積地との連携など、ニーズに合わせた用途や配置の変更というような意見をいただいております。また、関係者が進めている取り組みに関する課題ということで、それぞれ港を中心として観光誘客を図りたいであったりとか、港への新産業の立地による活性化などの取り組みをそれぞれ考えていただいておりますので、それらに合わせて、港湾管理者としてどう対応していくのかというようなこと、当然、脱炭素化に関するご意見をいただいているところです。

年度内に、どのような方向として取り組んでいくのかというところをまとめ、順次、具体的な行動プランができてきた時点で着手していきたいという考えです。最終的に6年度末には、CNPの形成計画の策定であったり、一定の目途をつけていきたいと考えています。

つきましては、こういった検討の結果、港湾審議会でご審議いただくような計画変更等も出てくる場合がございますので、その際には委員の皆様には、ご支援いただきたいと考えてございます。ご意見等ございましたら、この場にて受けたいと思いますけれど、何かございますでしょうか。私からは以上でございます。

《事務局》

山口次長、ありがとうございました。これをもちまして三重県港湾審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

《委員・事務局》

ありがとうございました。